

ゼラニウムカパー類の作付(ほ場)面積と出荷量/年間(平成30年1月1日~12月31日)

基本

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)を記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考 ①1坪(つぼ)=3.3㎡ ②1畝(せ)=17アール=100㎡ ③1反(たん)=107アール=1,000㎡ ④1町(ちよう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、作付(ほ場)面積と出荷量を記入してください。

種別	品目名	作付(ほ場)面積(㎡)	出荷量
雑類	記入例 オカメザサ	54	1,619 鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他の雑類の計			
雑類(主な例) オカメザサ クマザサ コグマザサ オロシマチク チゴザサ など			
つる性類			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他のつる性類の計			
つる性類(主な例) テイカカズラ ヘデラ・カナリエンス など			
木草本類			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他の木草本類の計			
木草本類(主な例) シンバザクラ類 タマリュウ リュウノヒゲ シヤガ ヤブツバ アヘリア ほか			
芝の作付延べ面積(㎡)と出荷量(㎡)/年間(平成30年1月1日~12月31日)			
品目名	作付延べ面積(㎡)	出荷量	
芝草	㎡	㎡	

●東京都告示第四百二十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、令和元年七月十八日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

ついては、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年九月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

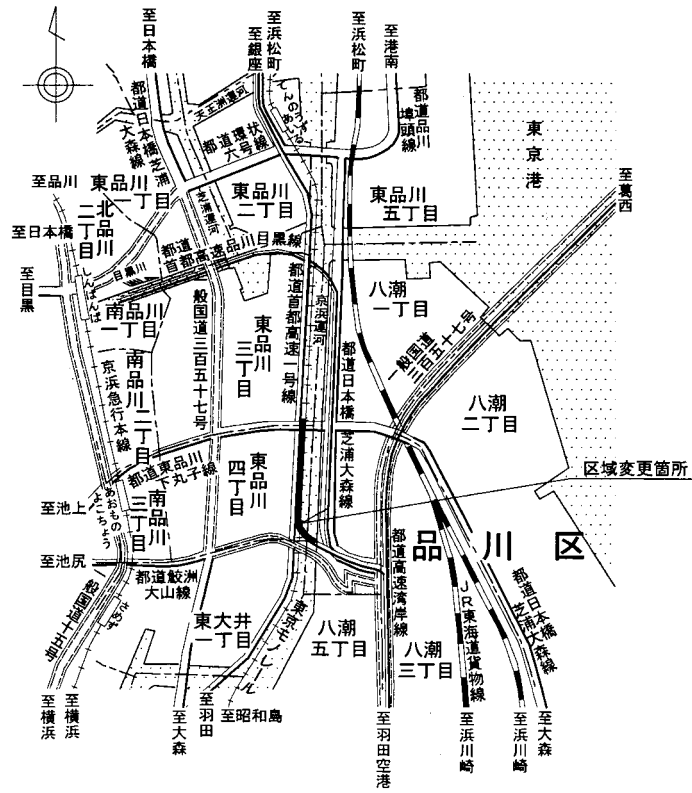
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 高速湾岸
- 二 変更の区間 品川区東品川四丁目八十五番六地先から同区東品川三丁目百五十番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

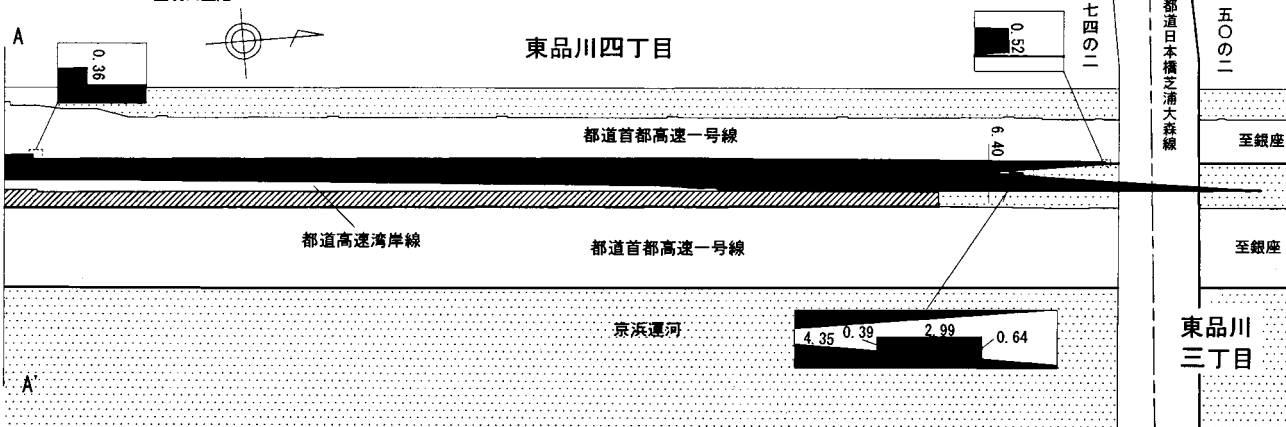
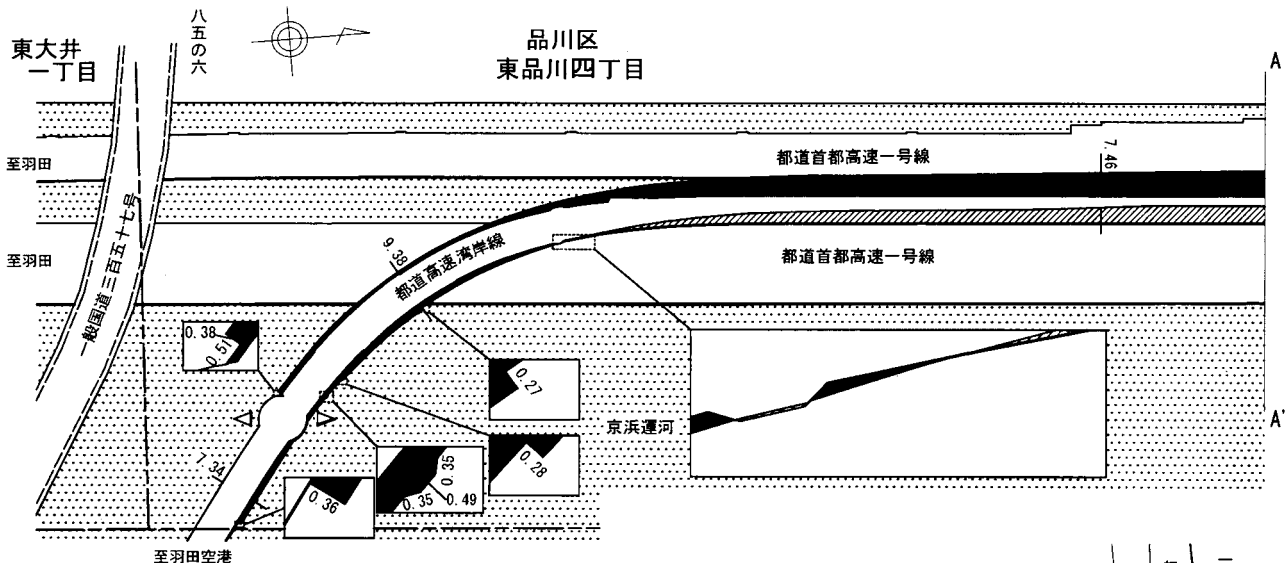
別図

都道高速湾岸線区域変更略図

品川区東品川四丁目～東品川三丁目



- 一般国道
 - 都道
 - 編入区域
 - 延長面積
 - 延長面積
 - 廃止区域
- 五〇八・六二メートル
- 二、〇六二・五五平方メートル
- 三四六・六〇メートル
- 九六七・八四平方メートル



●東京都告示第四百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、令和元年七月十八日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年九月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 首都高速一号

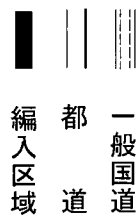
二 変更の区間 品川区東品川三丁目十九番三地先から同区東大井一丁目二百五十六番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

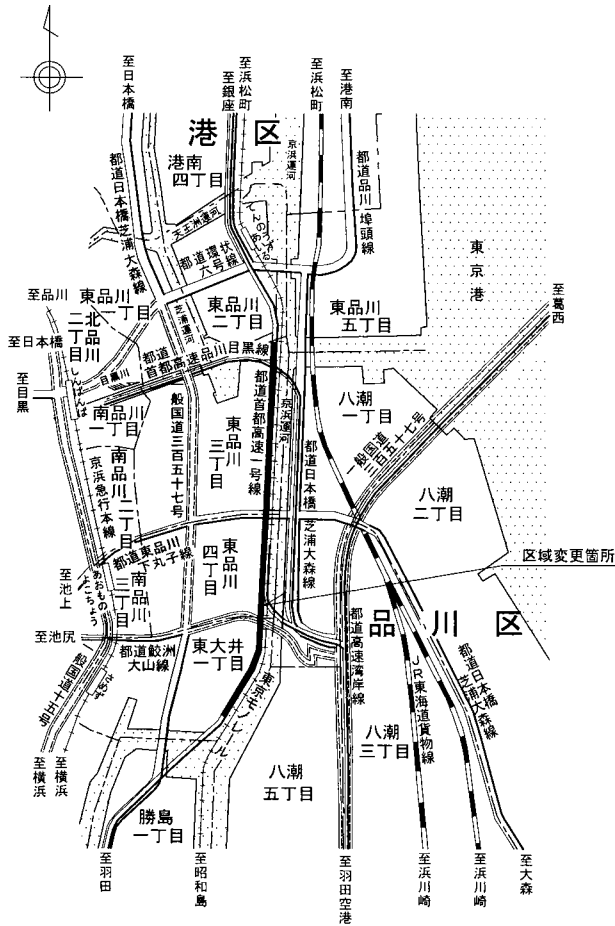
別 図

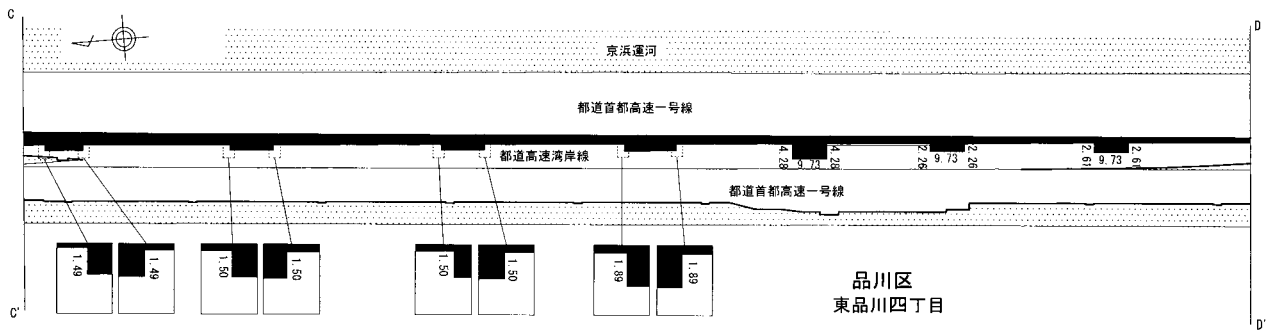
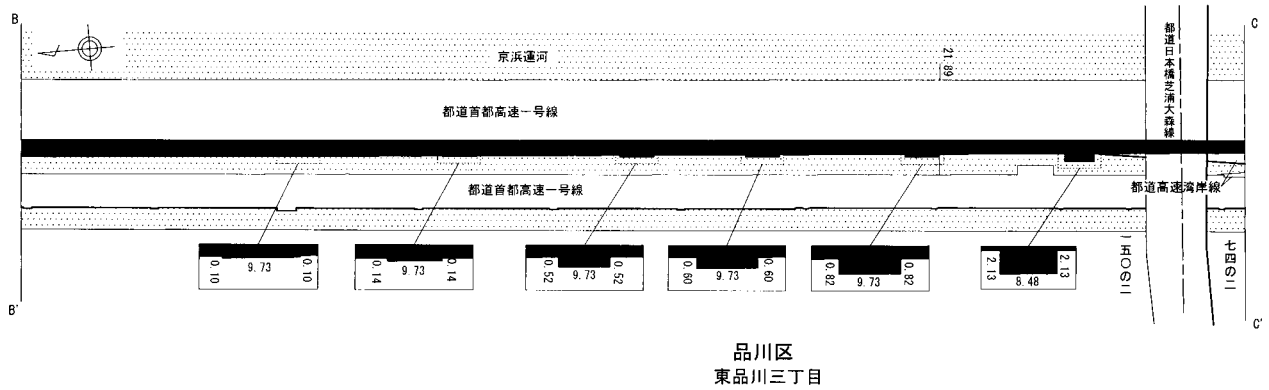
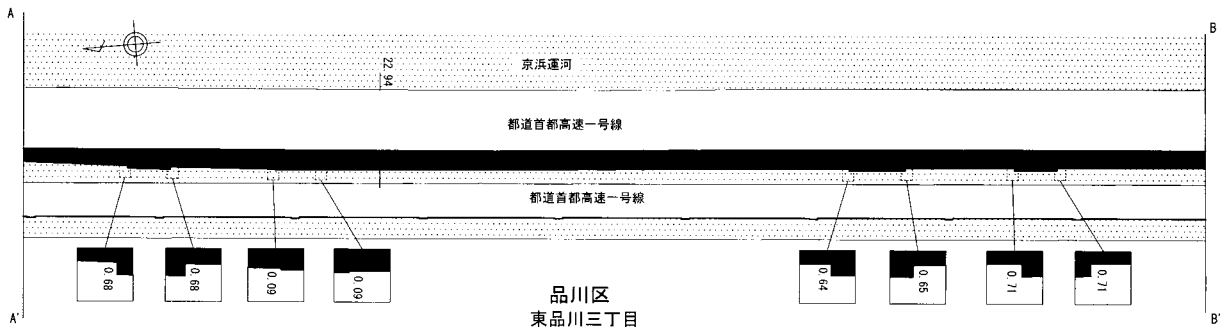
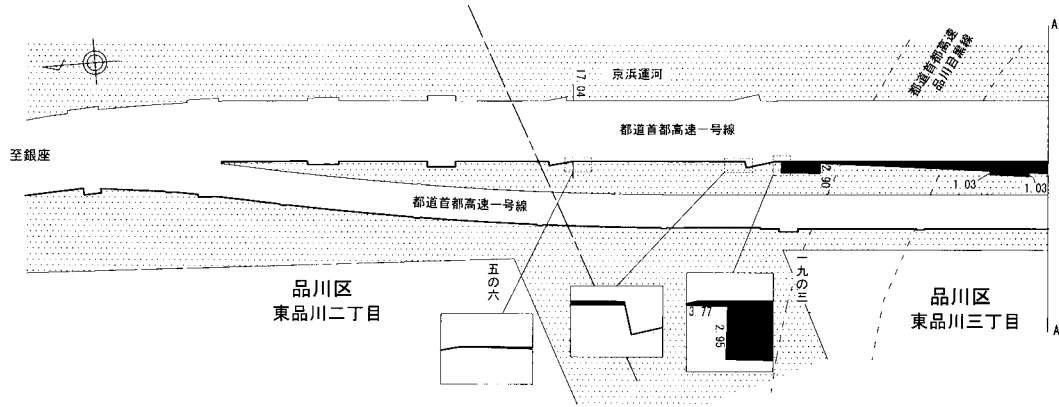
都道首都高速一号線区域変更略図

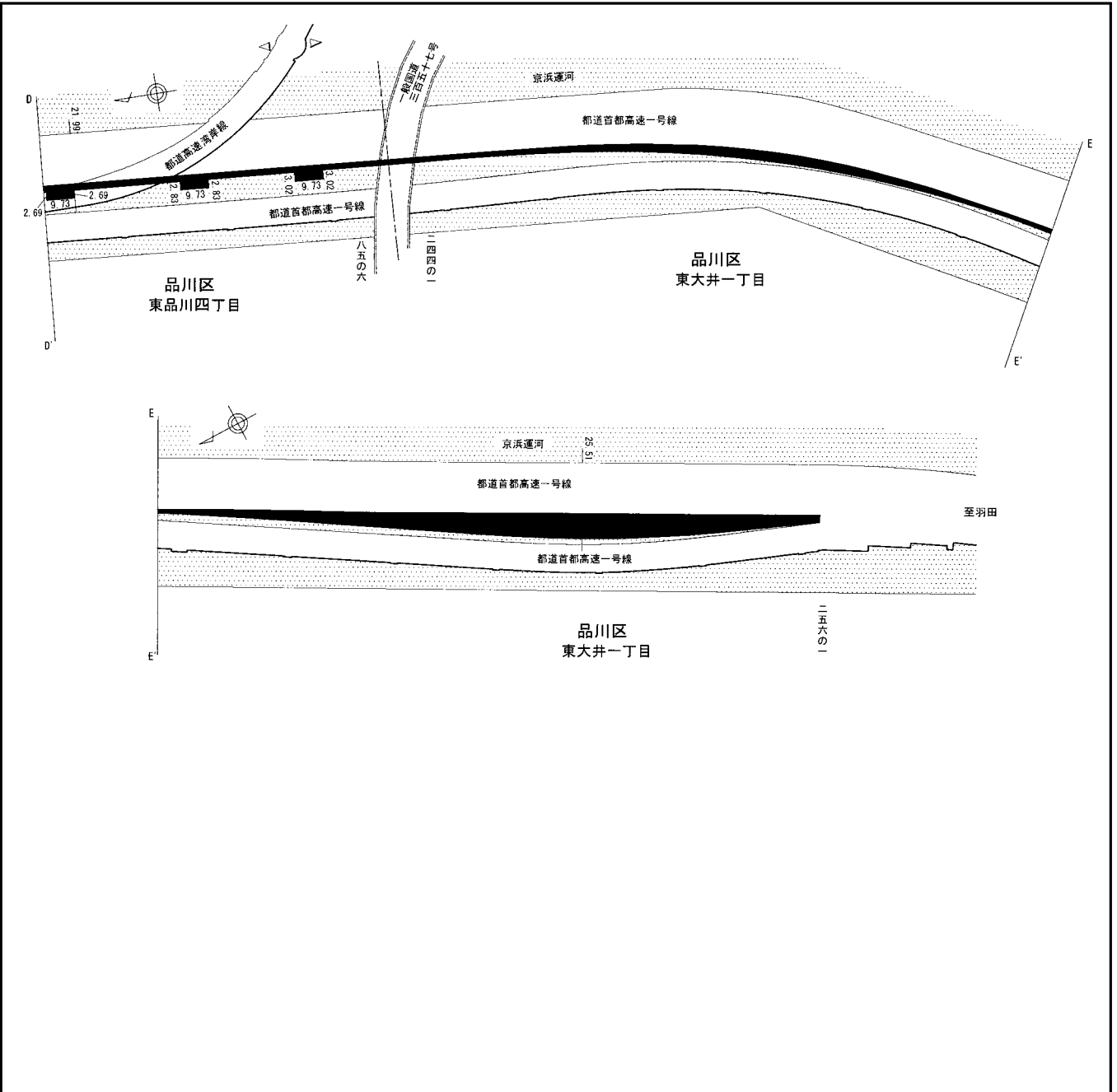
品川区東品川三丁目～東大井一丁目



延長 一、七二九・四〇メートル
面積 七、〇四二・四九平方メートル







告示(公)

●東京都公安委員会告示第132号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月6日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

- 1 審査の種類
普通自動車免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示することができる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目
 - (1) 教習に関する技能
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
 - イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能
 - ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能
 - (2) 教習に関する知識
 - ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

<p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和元年10月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和元年9月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p>	<p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年9月9日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03（3581）4321 内線7250-5264</p> <p>●東京都公安委員会告示第133号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」</p>	<p>という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年9月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>令和元年12月14日（土曜日）</p> <p>午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>令和2年1月18日（土曜日）</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所</p> <p>品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別</p> <p>規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員</p> <p>45名</p> <p>5 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p> <p>令和元年11月11日（月曜日）及び同月12日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p>
---	---	---

<p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和元年11月20日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面 イ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ</p>	<p>かの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第194号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 令和元年9月6日 東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和元年12月14日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和2年1月18日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(以下「交通誘導警備業</p>	<p>務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和元年11月13日(水曜日)及び同月14日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和元年11月20日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの3日間</p>
--	---	--

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」とい

う。）

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 検定手数料 14,000円

8 問合せ先

警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画防 令和元年五月二十日大田区告示第四十八
災街区整備地区 号
計画

羽田地区防災
街区整備地区
計画

東京都市計画地 令和元年八月一日練馬区告示第四百十号

区計画

北町一丁目地
区地区計画

東京都市計画防 令和元年七月二十六日足立区告示第三百
災街区整備地区 三十四号
計画

千住西地区防
災街区整備地
区計画

東京都市計画第 令和元年六月三日葛飾区告示第二十七号
一種市街地再開
発事業

立石駅南口東
地区第一種市
街地再開発事
業

東京都市計画地 令和元年六月三日葛飾区告示第二十八号
区計画

立石駅南口東
地区地区計画

日野都市計画地 令和元年五月三十一日日野市告示第七
区計画 号

南平六丁目地
区地区計画

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北
側）

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規

定により縦覧に供する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十号
区計画

日本橋・東京
駅前地区地区
計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十一号
区計画

銀座地区地区
計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十二号
区計画

日本橋問屋街
地区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十三号
区計画

人形町・浜町
河岸地区地区
計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十四号
区計画

日本橋兜町・
茅場町一丁目
地区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十五号
区計画

新川・茅場町
地区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十六号
区計画

京橋地区地区
計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十七号
区計画

築地地区地区
計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十八号
区計画

佃二・三丁目
地区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第三十九号
区計画

月島一丁目地
区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第四十号
区計画

月島二丁目地
区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第四十一号
区計画

月島三丁目地
区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第四十二号
区計画

月島四丁目地
区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第四十三号
区計画

勝どき一・二
丁目地区地区
計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第四十四号
区計画

勝どき三丁目
地区地区計画

東京都市計画地 令和元年七月一日中央区告示第四十五号
区計画

勝どき四丁目
地区地区計画

東京都市計画高
度利用地区 令和元年七月一日中央区告示第四十六号

日本橋・東京
駅前地区

東京都市計画高
度利用地区 令和元年七月一日中央区告示第四十七号

銀座地区

東京都市計画中
高層階住居専用
地区 令和元年七月一日中央区告示第四十八号

東京都市計画地
区計画 令和元年七月一日中央区告示第四十九号

日本橋浜町三
丁目西部地区
地区計画

東京都市計画道
路 令和元年六月三日品川区告示第六十号

区画街路品川
区画街路第七
号線

東京都市計画緑
化地域 令和元年六月二十五日世田谷区告示第百
七号

東京都市計画公
園 令和元年六月三日荒川区告示第二百二十
一号

荒川第二・二
六号尾久公
園

東京都市計画地 令和元年六月二十五日足立区告示第二百

区計画 八十九号

神明三丁目地区区計画

東京都市計画地区区計画 令和元年六月二十五日足立区告示第二百九十号

高野地区地区区計画

東京都市計画地区区計画 令和元年六月二十五日足立区告示第二百九十一号

花畑北部地区地区区計画

東京都市計画地区区計画 令和元年六月二十五日足立区告示第二百九十二号

佐野六木地区地区区計画

東京都市計画地区区計画 令和元年六月二十五日足立区告示第二百九十三号

上沼田南地区地区区計画

東京都市計画高度利用地区 令和元年六月三日葛飾区告示第二十九号

東京都市計画公園 第五・五・三十六号左近川・長島川公園 令和元年六月十七日江戸川区告示第四百四十五号

東京都市計画道路

特殊街路江戸川歩行者自転車道第十一号線 令和元年六月十七日江戸川区告示第四百四十五号

東京都市計画高度地区 令和元年六月十七日江戸川区告示第四百四十五号

武蔵野都市計画公園 令和元年八月六日武蔵野市告示第三百三十二号

第二・二・三十号吉祥寺東町農業公園

日野都市計画緑地 第二号日野緑地 令和元年五月三十一日日野市告示第九十六号

縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

土地区画整理事業の仮換地指定通知書の送付に代える公告について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項及び第五項の規定による東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の仮換地指定通知書について、別表に記載する者に対する通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

令和元年九月六日

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

別表

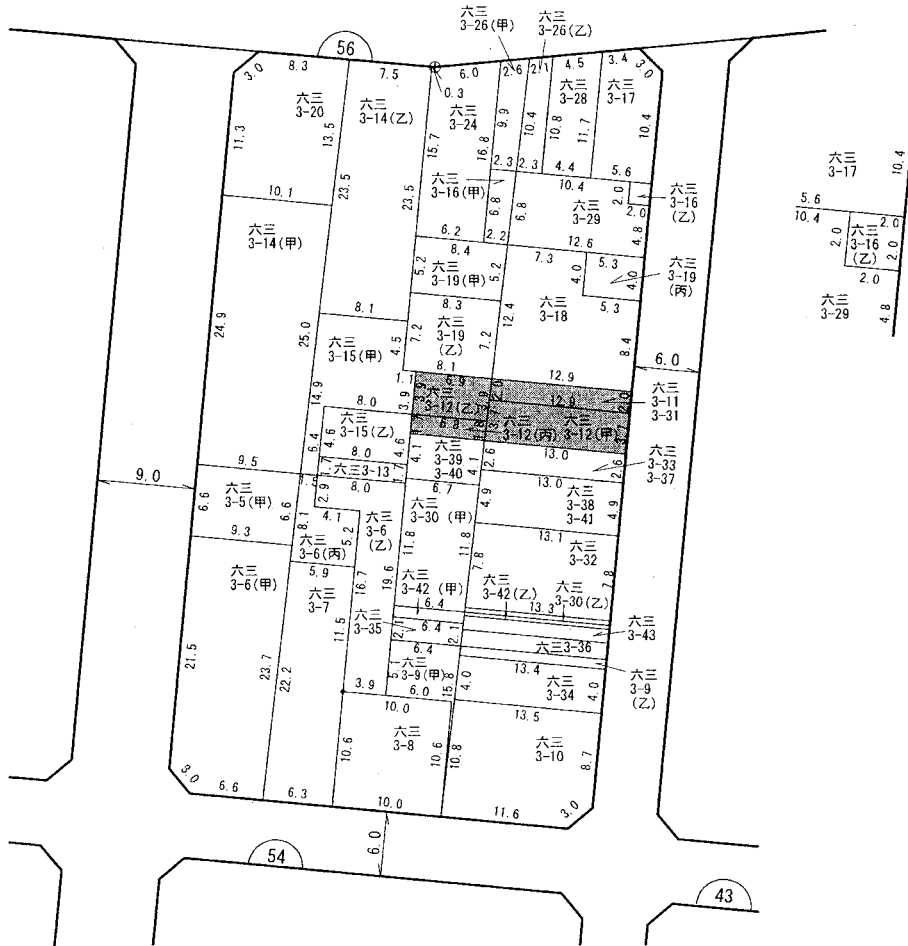
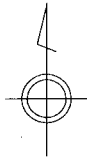
通知書を受けるべき者の住所・氏名	従前の宅地				仮換地			
	区 町 丁目	地番	地目	登記地積	街区番号	符号	位置	地積
埼玉県吉川市大字川野56番地7鈴木真紀	足立区 六町三丁目	3-11	宅地	26.31 m ²	56	六三 3-11	別図のとおり	約 25 m ²
	足立区 六町三丁目	3-31	宅地	1.97 m ²		六三 3-31		
	足立区 六町三丁目	3-12	宅地	109.28m ² の一部 74.80 m ²	56	六三 3-12 (甲)	別図のとおり	約 49 m ²
	足立区 六町三丁目	3-12	宅地	109.28m ² の一部 21.18 m ²	56	六三 3-12 (乙)	別図のとおり	約 27 m ²
	足立区 六町三丁目	3-12	宅地	109.28m ² の一部 13.30 m ²	56	六三 3-12 (丙)	別図のとおり	約 12 m ²
仮換地の指定の効力発生の日	従前の宅地について使用し、又は収益することができなくなる日					令和元年9月30日		
	仮換地について使用又は収益を開始することができる日					別に定めて通知します		

< 教示 > 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。）。

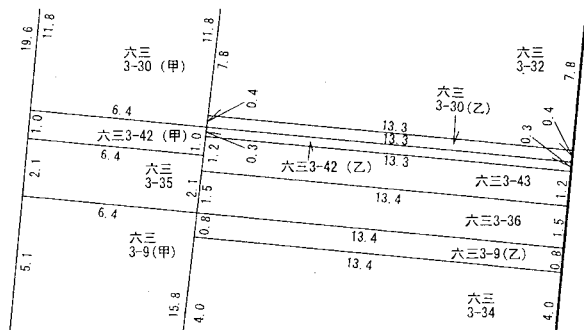
2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 図

仮換地明細図



凡 例	
	道路及び街区
	仮換地及び符号
	仮に権利の目的となるべき宅地及び借地符号
	仮に権利の目的となるべき宅地及び転借符号
	指定箇所及び周囲長 (数字はメートル単位であり、約で表示)



土地区画整理事業の使用収益停止の通知書の
送付に代える公告について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百条
第一項の規定による東京都計画事業六町四丁目付近土地
区画整理事業の使用収益停止の通知について、別表に記載
する者に対する通知書は、送付すべき場所を確知すること
ができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当
該通知書の送付に代えてその内容を別表のとおり公告する。

令和元年九月六日

東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理
事業
施行者 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

別表

通知書を受けるべき者の住所・氏名	使用し、又は収益することを停止する宅地			
	区 町 丁目	地 番	地 目	登 記 地 積
足立区一ツ家三丁目10番17号 榎本康幸	足立区 六町三丁目	10-81	宅地	0.38 m ²
	足立区 六町三丁目	10-84	宅地	2.08 m ²
	足立区 六町三丁目	10-85	宅地	2.06 m ²
使用し、又は収益することを停止する日		令和元年9月30日		

- < 教示 > 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることが出来ます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条に規定されています。)
- 2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年九月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

武蔵村山市中央三丁目四番四、武蔵村山市伊奈平五丁目一
 同番六、九番九、同番十、十番地の三
 株式会社大岸ホーム
 代表取締役 豊泉 俊

国分寺市富士本三丁目二十一
 番二十四
 埼玉県本庄市西富田七百六
 十二番地一
 ケイアイスター不動産株式
 会社
 代表取締役 塙 圭二

東大和市清水四丁目九百四十
 一番一、同番五、同番十二、
 同番十六、同番十八、同番二
 十三及び同番二十四
 武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 千葉雄二郎

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
 あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和元年九月六日から四月以内に東京都産業労働
 局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
 に到着するように提出してください。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ホームセンターコーナン府中四谷
 店

二 店舗所在地 府中市四谷五丁目二十三番地十二
 ほか

三 設置者名 三菱UFJリース株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の店舗名 西友府中四谷店

六 変更後の店舗名 ホームセンターコーナン府中四谷
 店

七 変更前の小売業者
 の氏名又は名称 合同会社西友ほか三名

八 変更後の小売業者
 の氏名又は名称 合同会社西友ほか五名

九 変更を行った小売
 業者の氏名又は名 合同会社西友ほか一名

十 変更前の小売業者
 の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デイカス
 （合同会社西友）ほか

十一 変更後の小売業
 者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・
 デスクリー・ドウ・マレドスー
 （合同会社西友）ほか

十二 変更日 平成三十一年三月十五日ほか

十三 届出日 令和元年八月五日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
 振興課（新宿区西新宿二丁目八番
 一号）

十五 縦覧期間 令和元年九月六日から令和二年一
 月六日まで。ただし、東京都の休
 日に関する条例（平成元年東京都
 条例第十号）に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
 分まで。ただし、正午から午後一
 時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）附則第五条第一項の規定により大規模小
 売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び
 法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定に
 より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
 する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
 あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和元年九月六日から四月以内に東京都産業労働
 局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
 に到着するように提出してください。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西友駒沢店

- 二 店舗所在地 世田谷区駒沢四丁目十八番十一号
- 三 設置者名 株式会社五藤エステート
- 四 設置者住所 世田谷区岡本三丁目二十六番二十四号
- 五 変更前の開店時刻 午前十時
- 六 変更後の開店時刻 午前九時
- 七 変更日 令和元年九月一日
- 八 届出日 令和元年八月九日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和元年九月六日から令和二年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成三十年十二月二十七日付東京都下水道局管理規程第十二号

ページ一段一行 誤 正

増刊134 四 下 後から 三 東京都下水道局管理規程第十二号 東京都下水道局管理規程第十二号

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価

本号 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

